

受託業務管理規則

【電子取引】

エイチ・エス・フューチャーズ株式会社

平成 22 年 1 月 18 日改訂

(目 的)

第1条 この規定は、商品先物取引の電子取引に係る受託業務の適法かつ適正な運営と管理を行い、もって委託者の保護育成を図るために必要な事項について定める。

(電子取引の受託体制)

第2条 当社は、本社にオンライントレード部を設置し、電子取引に係る受託業務をオンライントレード部にて行う。

2 電子取引による商品先物取引の委託を希望している顧客には、一切、勧誘を行わない。

(サービスの内容及び開示)

第3条 当社が、電子取引における受託業務として顧客に提供するサービスの内容を以下の項目とする。

- (1) 注文の発注及び内容の照会
- (2) 預り証拠金額等の口座内容の照会
- (3) 売買を支援するツール及び情報（相場状況に関するものを含む）
- (4) 取引に関する報告書及び通知書

2 口座開設申込者（以下、「申込者」という）は、前項に定める項目について、口座開設申込（以下、「申込」という）の事前に、ホームページ内またはデモ画面にて確認できるものとする。

(取引に係る制限及び開示)

第4条 申込者は申込の事前取引に係る制限として、以下の項目について、ホームページ内またはデモ画面にて確認できるものとする。

- (1) 受託契約準則において制約されている事項（証拠金不足等による強制手仕舞等の措置）
- (2) 商品取引所が定めた建玉制限、値幅制限その他市場管理に関する事項
- (3) 委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に基づく取引に関する制約
- (4) ロスカット制度を利用する委託者においては別途、ロスカット制度利用特約に基づく制約
- (5) 当社が自主的に設けた制約

(内部管理体制)

第5条 当社は、適法かつ適正な電子取引に係る受託業務を遂行するため、監査本部を配置し、監査本部長を総括管理責任者とし統括管理責任者を置く。また、必要に応じて「センター」、「室」等のセクションを置くことができるものとする。

(内部管理担当部署の職務)

第6条 内部管理担当者の職務を次のとおり定める。

(1) 総括管理責任者の職務

- ① 商品取引所法および同法に基づく「商品先物取引の電子取引に係るガイドライン」、「受託業務管理規則（電子取引用）」を適正に運用する。
- ② 「原則として不適当と認められる委託者」の受託の例外要件に係る可否を決裁する。
- ③ 投資可能資金額の増額の申出に係る可否を審査する。

(2) 総括副管理責任者の職務

- ① 総括管理責任者を補佐し、総括管理責任者が不在のときは総括管理責任者を代理する。ただし、この場合、代理した職務の執行につき速やかに総括管理責任者に報告し、その承認を得なければならない。
- ② 統括管理責任者が不在のとき、統括管理責任者の職務を代行する。

③ 監査本部の役職員の職務の遂行状況及び外務員の勧誘及び受託業務を監督する。

(3) 統括管理責任者の職務

- ① 日常の適合性の審査と決済に係る業務
- ② 管轄する監査本部員の職務の遂行状況及びオンライントレード部の受託業務を監督する。
- ③ 苦情、紛議が発生した際のオンライントレード部への調査

(4) 監査本部員の職務

- ① 日常の適合性の審査に係る業務
- ② オンライントレード部の受託業務を監督する。
- ③ 委託者の取引状況についての監視

(業務本部業務部業務課の職務)

第6条の2 業務本部業務部業務課の職務を次のとおり定める。

- 受託契約に係る一切の契約書類、委託者からの受領書類等の点検、管理、保管の業務を行う。
- 「顧客カード」、契約関係書類（の写し）等備え置くべき記録・帳簿・書類等を整備し適正に保管する。

(受託契約締結前の書面の交付)

第7条 当社は、顧客が電子取引の委託を希望している場合は、受託契約を締結する前に事前交付書面「商品先物取引委託のガイド」、受託契約準則、電子取引に関する規定、ホームトレード「浪漫飛行」利用要綱、取引証拠金一覧及び手数料一覧、重要事項説明書を電磁的方法により交付する。

- 2 前項における電磁的方法による書面の交付についての同意は、事前に電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 3 前項における承諾が得られない場合は、第1項に記載される書面について郵送により交付するものとする。

(事前交付書面の説明・理解の確認)

第8条 当社は、事前交付書面の交付・説明を電磁的に行えるものとし、理解の確認は下記の項目についての設問に対して申込者より電磁的に回答を求めることで行う。

- (1) 商品先物取引は、利益や元本の保証がなく、預託した証拠金以上の損失が発生することがあること
- (2) 追証拠金の仕組みや計算方法について
- (3) 証拠金不足が発生した場合、翌営業日正午までに入金または決済による対処が無い場合は、当社が委託者の建玉を任意に処分すること
- (4) 値幅制限、建玉制限によって注文が成立しない場合があること
- (5) 決済により発生した益金については、所得税が課せられ、毎年確定申告が必要であること

- 2 申込者に対して郵送により事前交付書面が交付された場合には、オンライントレード部員は内容の説明を電話にて行い、監査本部員は当該申込者に対して電話によりその理解度を確認しなければならない。

(申込者の属性情報等の把握)

第9条 当社が、電子取引を希望している申込者から申告を受けるべき属性情報は以下のとおりとす

る。

- (1) 氏名
 - (2) 性別
 - (3) 住所
 - (4) 生年月日
 - (5) 職業、勤務先、所属部署及び役職
 - (6) 収入
 - (7) 資産の状況
 - (8) 投資可能資金額
 - (9) 商品先物取引その他の投資経験の有無等
 - (10) 受託契約を締結する目的
- 2 前項の他、申込者に最適なサービスを実施するために下記の事項について申告を受けるものとする。
- (1) メールアドレス
 - (2) 銀行口座
- 3 属性情報の再調査については、オンライントレード部が6ヵ月ごとに電磁的方法にて顧客より回答を求め、監査本部において顧客の取引が適合性の原則に照らして不相当となっていないことなどを点検しなければならない。

(適合性の審査)

第10条 統括管理責任者は、取引委託の申し込みが行われた委託者において、「口座開設情報」、「顧客カード」等を精査し、当該申込者が次の要件を満たす場合に受託を許可するものとする。

- (1) 当該申込者が第11条に定める「常に不相当と認められる委託者」に該当していないこと
- (2) 当該申込者が第12条に定める「原則として不相当と認められる委託者」に該当していないこと

(常に不相当と認められる委託者)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は「常に不相当と認められる委託者」と定め、これらの者からの受託を行わない。

- (1) 未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人・精神障害者・知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 商品先物取引をするために借入れをする者
- (5) 属性情報の申告を拒む又は故意に虚偽の申告を行う者
- (6) 元本が欠損する、又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者

(原則として不相当と認められる委託者)

第12条 次の各号のいずれかに該当するものは「原則として不相当と認められる委託者」と定め、これらの者からの受託を行わない。

- (1) 年金・恩給により主として生計を維持する者

※「主として生計を維持する」とは、これらの収入が収入全体の過半数を占める場合をいう。

- (2) 定職を有しない者
- (3) 70歳以上の者
- (4) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。
証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社などのノンバンクの金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。
国、地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。
民間企業等における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。(以下「公金取扱者等」という)

(「原則として不適当と認められる委託者」の受託の例外要件)

第13条 前条の規定に関わらず、前条の各号の一に該当する申込者が商品先物取引の口座開設を希望する場合、当該申込者が次の各号の全ての要件を満たせば、当該申込者からの受託を認めることがある。

- (1) 当該申込者が申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、これを裏付ける資産を有していることを証明する証書(預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等)を提出すること。当該委託者がこの証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該委託者しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。
- (2) 当該申込者が、商品先物取引の仕組や危険性、適合性の原則について理解し、自己責任並びに自己資金の範囲内において取引をする旨を記載した申出書を差し入れること。
- 2 本条の審査は、監査本部統括管理責任者が申込者の属性、申告内容を審査し、監査本部総括管理責任者が決裁する。
- 3 既に取引中の委託者が、第12条の各号に該当することとなった場合においても同様に審査する。

(投資可能資金額)

第14条 投資可能資金額とは、顧客が損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金として差し入れ可能な資金額のことをいい、申込時において当該顧客より申告を受けるものとする。

(投資可能資金額を超える取引の受託の禁止)

第15条 投資可能資金額の定義・性格に照らし、委託者が申告した投資可能資金額を超えることとなる取引の受託を行わない。

(投資可能資金額を超える取引の受託の禁止の例外)

第16条 前条の規定に関わらず、委託者が次の要件を全て満たす場合には、投資可能資金額の増額を認め、新たな投資可能資金額の範囲内における取引の受託を認めることがある。

- (1) 当該委託者が新たに申告しようとする投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、これを裏付ける資産を有していることを証明する証書(預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等)を提出すること。当該委託者がこの証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該委託者しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。
- (2) 委託者が次の事項を理解している旨申出書により申告すること。

- ① 投資可能資金額の変更は委託者の発意によるべきものであること。
- ② 本条に定める例外の要件を自らが満たしていることを確認していること。

(商品先物取引未経験者の保護措置)

第17条 取引開始の日から3ヶ月を経過しない委託者については、「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」にて定められた「商品先物取引の経験がない者にふさわしい一定取引量」について注意喚起を行うことにより未経験者の保護の実現を図るものとする。

(「顧客カード」の活用と保存)

第18条 「顧客カード」は顧客に関する情報を集約し、適合性の原則に則ったサービスを提供するための重要書類であり、受託の審査、受託後の委託者の管理等において適切に活用されるものとする。

- 2 オンライントレード部員、監査本部員は、適宜、顧客の属性、各種審査の顛末等を「顧客カード」に記録、更新または関係書類を添付し厳重に保管しなければならない。
- 3 「顧客カード」はその要件を満たすものであれば電磁的に記録、更新、保管される媒体をもってこれに代替できるものとする。
- 4 「顧客カード」は取引終了の日から3年間保存しなければならない。

(本人確認)

第19条 当社は、取引の委託を希望する顧客について、本人確認事務を行う。尚、法人の場合は以下に定める書類の提出を求めるとともに、取引を執行する者の本人確認も行う。

- ① 当該法人の登記簿の謄本若しくは抄本ないし履歴事項全部証明書(目的に商品先物取引の売買に係る記述のあるものに限る)
- ② 定款(目的に商品先物取引の売買に係る記述のあるものに限る)

- 2 前項の本人確認事務の他、委託者の状況により必要であれば追加的措置を行う。

(不正資金の流入防止)

第20条 当社は、不正資金の流入防止を図るため監査本部とオンライントレード部は連携し次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 第12条第1項(4)に定める公金取扱者等が商品先物取引へ私的に参入する場合については、第13条第1項の申出書を必ず徴収する。
- (2) 委託者の実入金額が3000万円を超えた場合は、監査本部にて、当該資金の性質、保有資産の状況等について、電磁的方法、電話、訪問または郵送等により、当該委託者から資産の状況を示す証書等「第13条第1項(1)に準じる」の提出を求め、当該委託者の資金について調査を行うものとする。また、3000万円に満たない場合においても監査本部またはオンライントレード部にて、電磁的方法、電話、訪問または残高照合通知書徴収等により、当該委託者の資金について確認を行う場合がある。なお、総括管理責任者及び統括管理責任者が必要と認めた場合は外部機関による調査を行うものとする。
- (3) 不正資金の流入防止のための調査を行ったときは、その記録を作成し、これを取引終了から3年間保存する。
- (4) 不正資金の流入防止のため、自己の資金でない事が判明した場合は、その後の新たな証拠金の預託(入金)及び新たな建玉の受注は行わないものとし、既存の建玉を速やかに処分するように委託者に要請し処分後は速やかに清算するものとする。なお、調査において当該委託者が、資産の状況を示す証書等「第13条第1項(1)に準じる」の提出をしない場合、又

はこれを拒んだ場合には、信憑性に欠けるものと判断しその後の新たな証拠金の預託及び建玉の受注は行わないものとする。

(ID・パスワード)

第21条 当社は、顧客が電子取引の委託を希望している場合は、所定の方法によりパスワードの申告を受けIDを発行し当該顧客に付与することによって受託可能とするものとする。

2 ID・パスワードの管理についてはオンライントレード部部長が管理責任者となる。

3 IDの発行は、顧客が電子取引の取引希望を申し込み、当社の審査において受託可能と判断され、取引証拠金入金がなされた委託者のみに限定する。

4 ID・パスワードについてはオンライントレード部において厳重に管理し、委託者本人以外の第三者に漏洩してはならない。

5 委託者より、ID・パスワードについて問い合わせがあった場合は、所定の方法による本人確認が行われたい限り通知してはならない。

6 委託者が、パスワードの変更希望する場合は、当社の電子取引のホームページに当該委託者のID・パスワードによるログイン後の所定の画面にて受け付けるものとする。

(セキュリティ)

第22条 当社は、電子取引を行う委託者のプライバシーの保護、アクセスキー(ID・パスワード等)の保護及び取引の安全性の確保の観点から、セキュリティの安全性、信頼性の確保について必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置については、定期的に見直しその必要性に応じ刷新するものとする。

(システム障害時の対応責任者)

第23条 電子取引に係るシステム障害等の対応についてはオンライントレード部を対応責任部署とし、当該部長を対応責任者とする。

(システム障害時の委託者等への通知)

第24条 システム障害等が発生した場合は、速やかに以下の内容をホームページに表示して委託者へ通知する。

(1) 発生の日時

(2) 障害の状況

(3) 委託者からの問い合わせ受付窓口

2 システム障害が復旧した場合は、前項に規定するものと同様の方法で通知するものとする。

3 一定のシステム障害が発生した場合には、障害等の発生の経緯、処理状況等を記録した報告書を日本商品先物取引協会に報告するものとする。

(システム障害時の代替受注)

第25条 システムの障害個所が部分的なものに限られ社内端末にて発注が可能な場合は委託者からの注文を電話にて代替受注する。

(受け渡し決済の可否)

第26条 当社は、電子取引において受託した注文について、受け渡しによる決済は受け付けない。

2 前項の規定については、委託者の取引開始に先立って通知するものとする。

(記録の保存)

第27条 当社は、取引の公正性の確保及び委託者との紛争の未然防止のため、取引の注文及びその処理結果等委託者とのホームページ又は電子メールによる交信内容について、電磁的方法

により記録し、5年間これを保存する。

(広告)

第28条 電子取引に係る広告を行う場合には、商品取引所法、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）や不正競争防止法（平成5年法律第47号）等の法令及び会員の広告等に関する規則を踏まえ、適切に実施する。

- 2 当社は、業務本部本部長を広告に係る広告管理責任者とし、その実施に先立って社内審査を行う。

附 則

- 1 この規則は、平成19年2月1日より実施する。
- 2 この規則は、第4条第1項(4)を変更、同条同項(5)を追加し平成19年4月2日より実施する。
- 3 この規則は、第2条を変更、第5条を変更、第6条第1項(1)、同条同項(2)を変更、同条第1項(3)を追加、第9条第1項(10)を追加、第11条第1項(6)を追加、第13条第2項を変更、第18条第2項を変更、第20条第2項を変更、第27条を追加して平成19年11月1日より実施する。
- 4 この規則は、第2条を変更、第5条を変更、第6条(2)②及び④を変更、同条(3)③を変更、第8条第2項を変更、第13条第2項を変更、第18条第2項を変更、第19条を変更、第20条第2項を変更、同条第4項を変更、第22条を変更して平成21年3月16日より実施する。
- 5 この規則は、第6条(2)を追加、(2)(3)を繰下げ、第12条(3)を変更して平成21年6月15日より実施する。
- 6 この規則は、第4条(3)を変更、第6条第1項(3)③を削除、④を繰上げ、第9条第1項(5)を変更、同条第3項を追加、第12条(4)を変更、第13条第1項(1)を変更、第20条を追加、以下繰下げして平成21年10月20日より実施する。
- 7 この規則は、第6条(4)を変更、第6条の2を新設して平成22年1月18日より実施する。